

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和4年3月

CONTENTS

- ◆ 「標準的な運賃」 届出がすすんでいます
- ◆ 「国土交通省実施」 標準的な運賃 実態調査にご協力ください
- ◆ 「一般的啓発」 標準的な運賃 燃料サーチャージ 過積載防止
- ◆ 春の全国交通安全運動
- ◆ 令和3年度国交省補正予算 補助金について
テールゲートリフター及び、クレーン車、2段積みデッキ
- ◆ 軽油価格調査 結果報告 令和4年1月
- ◆ 人材確保に向けた取り組み3連発 参加会員様 募集！
- ◆ 新入会員様のご紹介
- ◆ 会員様の所在地名称・変更等
- ◆ 会員名簿 の 内容確認 と 従業員数の確認
- ◆ 第二種免許・大型免許・中型免許試験 受験年齢の緩和
- ◆ 建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の特例
- ◆ 「基準緩和自動車の認定要領について」の一部改正
- ◆ 中継物流拠点「コネクティア浜松」 無料モニター募集
- ◆ トラックドライバーになるための 運転免許取得支援プログラム
- ◆ 初任運転者用指導教育 Eラーニングで（Web講習）できます

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい ～～

別紙 封入

- ◇ 人材確保に向けた取り組み 参加会員様 募集案内
- ◇ 国土交通省「標準的な運賃」実態調査への協力依頼
- ◇ 春の全国交通安全運動 チラシ

一般社団法人 三重県トラック協会
<http://www.santokyo.or.jp>
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆「標準的な運賃」届出がすすんでいます

〈重要〉

運賃届出先が三重県となる

届出数 / 会員数 2022/2/28現在
601 / 811 届出率74.1%

届出率は8割に接近 引き続き積極的な姿勢で、まずは届出を！

標準的な運賃を目標として設定しましょう

松阪・南勢・紀北・南紀の会員様は100%の届出となりました。

運賃(目標)設定が多数出されることは、
荷主側に向けての強いメッセージとなります。

「取引先との交渉力アップ」に繋がる
早期届出と業界全体の届出率向上が

「2024年問題」

国土交通省が「標準的な運賃」として
示す期間はあと2年限り。

2024年3月末までの時限措置です。

期限切れと同時に、年960時間の時間
外労働の上限規制が始まり、働き方改革
期限を迎えます。準備・対策が必要です。

期限満了後のトラック業界支援策や対策、その後の
行政からの運賃提示を強力に求めるためにも「標
準的な運賃」の届出を推進していきます。

働き方改革とともに、今後も事業が継続できる運
賃。コストに見合った対価が必要です。

運賃届出の促進は、今後の運賃收受向上にむけ
ての重要な取り組みです。

2/1開催の「労務＋経営セミナー」で、講師より示された標準的な運賃の考え方

一般社団法人クオリティ・オブ・ライフ創造支援研究所 森田司理事長より

「標準的な運賃」を理解し、運賃及び適用方を作成し、自社運賃を作り、届出をしてください。20年ぶりに国が動き、この「標準的な運賃」というものを出してくれました。しかし現在なかなか届出が進んでいません。こんな状態ではまた次の「運賃」が示されるまでに20年かかってしまいますよ。今日お伝えしたように毎年最低賃金は上がっていくんです。最低賃金が上がるにつれ時間外労働の割増金額も上がるんです。その中で、標準的な運賃を全国の事業者が「国が見直してくれたから出しました」と。

「届出して自社の運賃として設定しました。それでもまだまだ荷主との、取引先との交渉が進まない。改善しないといけない余地が残っているんです」と言わないと・・・みんなが寄ってたかつて行動するんです。事業者の皆様が一斉に届出を行って国に示していかないとイケません。そうしなければまた次の「標準的な運賃」の改訂は20年先まで先送りになります。皆様が一齐に届出をした上で行動すれば動向が取引先にも伝わります。そして他の業界のように3年に1回ぐらゐの見直しになる可能性もあります。ですから、是非とも届出をしつかりとしましょう。

未提出の会員様、ご理解ご協力をお願いします

届出書類や提出方法など、トラック協会にご相談ください。

◆「国土交通省実施」標準的な運賃 実態調査にご協力ください

< 重要 >

国土交通省からの 協力依頼文書を 同封しています。「標準的な運賃」の浸透や活用状況等の実態を把握するための、重要な運送事業者対象アンケート調査です。ご協力をお願いいたします。

質問項目

標準的な運賃の活用状況

- ・標準的な運賃を考慮した貴社の原価計算
- ・貴社運賃と標準的な運賃の乖離

荷主様との運賃交渉状況

- ・荷主様への新たな運賃の提示の有無
- ・荷主様の対応状況

運賃交渉の結果

- ・新たな運賃の届出状況
- ・新たな届出運賃による事業改善状況

Webアンケートです

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/truck/a/>



期限

3/21 (月)
まで

※本調査は統計的に処理されます。調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用されることはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることもありません。「標準的な運賃」に関する実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

◆「一般的啓発」標準的な運賃 燃料サーチャージ 過積載防止

3月中旬、トラック輸送をご利用いただいていると目される企業様 あてに啓発チラシを送ります

トラック協会が一般的啓発として継続的に行っています。

近日、透明封筒で別便にて、会員様にもその内容をお届けします。

燃料価格
高騰

2023年4月から
月60時間超
割増賃金率50%への
引き上げの対応

2024年問題
時間外労働の上限規制
960時間への対応

国内輸送の92%を担うトラック輸送はいま最大の危機!
各社の事業継続につながる問題です

安定的な輸送を確保するためには
標準的な運賃と燃料サーチャージ等
適正な運賃・料金の収受が必要です

◆ 春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が実施されます。会員様各社の乗務員様への適切な指導により 安全運行が行われますよう展開をお願いします。

春の全国交通安全運動

4/6(水)~15(金)までの10日間

全国重点

1. 子供を始めとする歩行者の安全確保
2. 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全意識の向上
3. 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



内閣府

◆ 令和3年度国交省補正予算 補助金について

テールゲートリフター及び、クレーン車、2段積みデッキ

令和3年度国交省補助予算において、テールゲートリフター及び、クレーン車、2段積みデッキの補助金が設けられています。ご利用ください。
全日本トラック協会が補助事業団体として、申請受付を行っています。

補助額

①テールゲートリフター	○後部格納式・床下格納式：1台あたり20万円 ○垂直式・アーム式：1台あたり10万円
②トラック搭載型クレーン	○大型：1台あたり70万円 ○中型：1台あたり60万円 ○小型：1台あたり50万円
③トラック搭載用2段積みデッキ	デッキ1基あたり6万円 (1台分最大18万円)

台数制限

- テールゲートリフター及びトラック搭載型クレーン
1事業者あたり1台（Gマーク取得事業者にあつては2台）
- トラック搭載用2段積みデッキ
1事業者あたり1台分（デッキ最大3基分まで）
〔Gマーク取得事業者は2台分（デッキ最大6基分まで）〕

申請〆切日

令和4年2月25日(金)から3月22日(火)まで

先着順ではありません

上記期間中の申請を全て受付しております。

- ・郵便局の消印が令和4年3月22日(火)までのものを有効とし
3月23日(水)に全日本トラック協会 必着 でお願ひします。

申請先

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 補助金担当 あて

- ・封筒に、『テールゲートリフター補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。
TEL 03-3354-1069/ FAX 03-3354-1094

※注：各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。

直接全日本トラック協会へ 郵送で申請書類をご送付ください。



詳細HP <https://jta.or.jp/member/shien/tgl2022notice.html>

◆ 軽油価格調査 結果報告

令和4年1月

購入方法	支部	件数	最高	平均	最低
ローリ買い		73件	142.40	112.08	101.20
	桑員	12件	112.60	108.22	101.20
	北勢	16件	123.00	109.69	102.70
	鈴鹿	13件	142.40	116.69	103.80
	津	6件	111.90	109.02	107.00
	松阪	8件	113.10	110.48	106.49
	南勢	7件	129.00	116.54	108.50
	伊賀	5件	111.10	110.24	108.70
	紀北	5件	136.50	118.74	109.00
南紀	1件	112.73	112.73	112.73	
スタンド買い		20件	155.00	123.90	111.20
	桑員	6件	135.00	120.98	115.00
	鈴鹿	6件	155.00	121.65	111.20
	松阪	1件	113.50	113.50	113.50
	南勢	1件	140.00	140.00	140.00
	伊賀	4件	143.50	125.88	118.00
	紀北	2件	134.00	132.55	131.10
カード買い		130件	151.00	121.98	111.10
	桑員	11件	137.50	127.74	116.50
	北勢	31件	143.00	120.86	111.10
	鈴鹿	20件	151.00	122.43	111.24
	津	19件	127.80	116.93	112.40
	松阪	25件	144.10	121.64	112.10
	伊賀	15件	145.00	122.99	113.50
	紀北	7件	144.00	128.69	113.50
	南紀	2件	126.00	124.25	122.50
全体		223件	155.00	118.91	101.20

<ローリ買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	10件	140.70	116.67	108.50
出光昭和シェル	26件	142.40	112.02	106.90
コスモ	13件	141.10	110.92	101.20
その他	24件	136.50	110.86	102.70
計	73件			

1月購入分の
軽油価格
軽油引取税
32.1円を
含んだ価格を調査

(消費税は含みません)

<スタンド買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	6件	155.00	126.82	112.20
出光昭和シェル	3件	140.00	135.37	131.10
コスモ	1件	116.00	116.00	116.00
その他	10件	143.50	119.49	111.20
計	20件			

<カード買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	42件	143.00	121.70	111.10
出光昭和シェル	22件	145.00	126.21	112.00
コスモ	17件	144.10	123.86	113.90
その他	49件	151.00	119.67	111.24
計	130件			

<その他買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	2件	149.00	138.40	127.80
出光昭和シェル	5件	141.00	132.18	115.70
その他	11件	149.10	128.27	107.70
計	18件			

◆人材確保に向けた取り組み3連発 参加会員様 募集!

学生のインターンシップ受入/物流見学会/就職相談面接会

運送事業は、くらしと経済を支える重要な産業である一方、近年ドライバー不足が深刻化、ドライバーの高年齢化が問題となっています。三重県トラック協会では下記の3つを推進していきます。

①高校生/大学生、学生のインターンシップの受入促進(若年層の確保)

②職場見学会(未経験者や就労意欲の高い人材の確保)

③就職相談会、面接会(転職フェア)

人材確保取り組む事業として取り組む予定です。

企業側として参加して頂ける会員様を募集いたします。

別紙 アンケートにご協力をお願いします

同封の人材確保につなげよう!トラック協会の取り組みについてのアンケート

◆新入会員様のご紹介

会員名	(株)テプラス	TEL	080-3289-6780
支部	桑員支部	規模	車両5両、従業員5名
所在地	〒510-8112 三重郡川越町亀須新田172-3		

◆会員様の所在地名称・変更等

北勢支部 三重水産運輸(有)

代表者名/橋本 和昌

松阪支部 (株)ウザワコーポレーション

住所 /〒515-0044 松阪市久保町1055-14
FAX /0598-30-4077

松阪支部 松阪運輸(株)

代表者名/中津 友宏

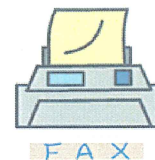
◆会員名簿の内容確認と従業員数の確認 <返信のお願い>



令和4年度の会員名簿を作成するにあたり、名簿記載事項の確認と従業員数の調査報告書を先月 FAXで送付させていただきました。

掲載内容の変更がある場合はご報告をお願いします

★返信がない場合、現在の掲載状況を継続させていただきます★



返信〆切 **3月末日** FAX:059-225-2095

※ 従業員数は会費及び助成事業等の資料となりますので、正しくご報告下さい。

各社から連絡いただきました変更箇所は令和4年度の会員名簿に反映させていただきます。
まだ、返信をいただいているいない会員様はご報告いただきますようお願いいたします。

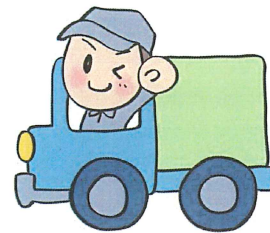
< 会員名簿は、令和4年度総会資料と一緒に送ります。 >

◆ 第二種免許・大型免許・中型免許試験 受験年齢の緩和

令和4年5月13日から

特例取得免許

第二種免許・大型免許・中型免許の試験が
指定の教習を受ければ19歳から受験可能に



深刻な運転者不足に対応するため、運転技能などを学ぶ特別な教習の修了を条件に、第二種免許や大型免許等の受験資格が**19歳以上**に緩和されます。

併せて、必要な経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間）は**1年以上**に短縮されます。

＊注意点：特例取得免許の取り消し

大型免許等の通常の実験資格年齢である21歳（中型免許は20歳）までの若年運転者期間に違反行為をし、一定の基準に該当した場合は「若年運転者講習〈9時間〉」の受講が義務づけられ、受講しないと「特例取得免許」が取消になります。

※若年運転者講習の対象となる基準は、若年運転者期間にした違反の合計点数が3点以上（1回の違反行為で3点となる場合を除く）

また、当該講習を修了しても、その後若年運転者期間が経過するまでの間に違反行為をし、一定の基準（1回の違反行為で3点となる場合を除き、違反行為の合計点数が3点以上）に該当した場合は「特例免許取得」が取消になります。

◆ 建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の特例

＜国交省情報＞ 建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の 臨時の活動拠点設置の特例

- I. 建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合
 - ・期間限定で車両を臨時に配置する
 - ・既存の他の営業所に移動配置する
- II. この場合には、
事前に届出し、通達事項の遵守を条件に
当該車両は配車元営業所に配置されている
とみなし
- III. 事業計画の変更に当たらない取扱いとなる

趣旨

新たに建設工事現場に超大型貨物を搬入するために、期間限定で車両を臨時に配置する拠点 または 当該事業者の 事業計画に定めのある既存の他の営業所に移動して事業活動を行おうとする場合には、事前に届出を行った上で、通達で定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更に当たらないものとして取扱います。

背景

理由：建設工事現場への超大型の資機材を輸送する場合は、建設工事の特性によっては、建設現場が山間部・海岸線などの僻地に立地することがあり、資機材を運送する大型トラックが法

令上、運送事業者の特定の一営業所に所属していることから、特殊車両通行許可等の必要な手続きを経て、大型トラックが所属する営業所から建設工事現場まで運ぶ必要があり、様々な困難を伴うことが想定されます。

一方で、建設工事に必要な超大型の資機材の輸送需要は、通常期間が限定的であり、これまでトラック運送事業者に対して、その都度、建設工事現場近隣への営業所の設置及び廃止の手続きを求めるということは、トラック運送事業者に対して大きな負担となっていました。

このため、輸送の安全性を確保しつつ運送事業者の負担軽減を図る観点から、上記のとおり取扱いが変更されます。

詳細 下記URLをご確認下さい。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000113.html

時期

取扱いは、令和4年1月26日以降に届出を受付られたものから適用されます。

◆ 「基準緩和自動車の認定要領について」の一部改正

＜国交省情報＞ 基準緩和自動車の認定要領

長大又は超重量貨物の輸送に供するトレーラ等は、その特殊性からも道路や他の交通への影響が大きいことから、運行に当たっては事前に車両の寸法や重量にかかる道路運送車両法の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の緩和について地方運輸局長の認定を受け、かつ、認定の際に付された基準緩和の期限、条件や当該自動車の運行に必要な安全・環境上の制限を遵守する必要があります。

また、期限満了日以降も引き続いて使用する場合は、緩和の継続認定を受ける必要があります。

一方で、ドライバー不足、現場要員確保が深刻な問題で、経営環境は非常に厳しく、管理部門の負担軽減と、働き方改革の推進など課題解決に向けた取組みを要望してまいりました。

[要望1] 基準緩和の有効期間は2年(Gマーク事業所は初回3年、次回以降4年)であるが、重大

事故等がない場合は無期限として欲しい。

[要望2] 緩和認定申請書の添付書類簡素化。

また、添付書類のうち「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」は真に必要なものに限定する。

[要望3] 標準処理期間(1ヶ月)を短縮する等認定手続きの短期化を図ること。

このたび、トラック協会要望等の反映と、基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請者の負担軽減等を図る観点から、このたび 基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)の一部改正、所要の改正が行われる予定となりました。 令和4年4月1日施行予定

●安全性優良事業所認定(Gマーク)事業所が申請する継続緩和は、期限を無期限化

※安全性優良事業所認定の返納や取消となった場合は、遅滞なく新規緩和の申請が必要です

●その他の継続緩和の期限を 現行の2年から4年に延長

〈基準緩和の期限の改正〉

※Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

	現行	改正案
要件※を満足する自動車	新規：2年 初回の継続：3年 2回目以降：4年	新規：2年 継続：無期限
その他の自動車	新規：2年 継続：2年	新規：2年 継続：4年

●各種様式を見直し、集約化・簡素化 誓約書、宣誓書を申請書に集約と添付書面の削減 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」は原則不要

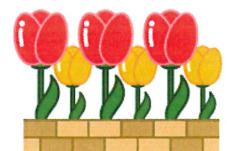
遵守事項の誓約書、使用者の事業内容、会社組織図、保有車両一覧表、安全性優良事業所認定証の写しの廃止。

●変更申請を届け出制に変更し即日対応とする

・変更申請のうち軽微なもの(名称や使用の本拠の位置の変更等)は届出制となります。

(スケジュール(予定) 公布：令和4年3月(下旬) 施行：令和4年4月1日)

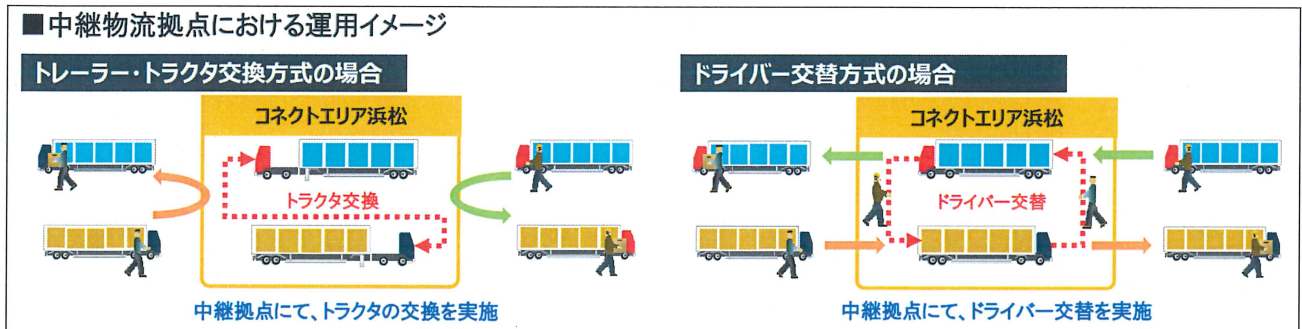
* ご意見ご相談等をお寄せ下さい *



◆ 中継物流拠点「コネクティア浜松」 無料モニター募集

中継輸送は、中継拠点で ドライバー交替 または ヘッド交換 により積荷を交換するものです。長距離運行を複数のドライバーで中継することで、ドライバーの日帰り勤務を実現しましょう。

車両の交換やドライバーの交代場所として ご利用ください



新東名高速の浜松SA(下り線)隣接地の中継物流拠点「コネクティア浜松」。中継輸送の促進に向けて、**無料**でお試し利用が可能です。車両の交換やドライバーの交替等にご利用下さい。



中継輸送
※数量限定

無料モニター募集! 新東名高速道路 浜松SA(下り線)隣接

中継輸送で日帰り運行

- ✓ 労働環境の改善
- ✓ 車両の稼働率向上
- ✓ 若手・女性の雇用促進
- ✓ 経営コストの削減

- ・ 高速道路本線側からは入退場できません。
- ・ 浜松SAスマートICより一般道を経由します。
(浜松SAスマートIC上り線側から約2km、下り線側から約3km)。

セミトレーラーが停車可能な 4m×20m
30バース

※貨物の積替え作業は不可です

- ・ お問い合わせ先 TEL

遠州トラック(株) 0538-45-1111

中日本高速道路(株) NEXCO中日本
事業創造部
052-222-3559

■ お試し利用料金

項目	通常会員	モニター様(最大2か月間)
月会費 /台・月	4,400円 ※登録台数6台以下の場合	0円
利用料金 /台・回	660円	0円

※バースの数に限りがありますので、応募多数の場合はご希望に添えない場合もございます。
※一社様あたり一組を基本とさせていただきます。
※ご利用会社様には中継輸送に関するアンケートにご協力いただけます。

【御問合せ】 遠州トラック株式会社
☎ 0538-45-1111

NEXCO中日本 事業創造部
☎ 052-222-3559

コネクティア浜松
公式Webサイト
コネクティア
浜松
https://ca-hamamatsu.com/



◆ 初任運転者用指導教育 Eラーニングで(Web講習)できます

再度ご案内

トラック協会では、数ヶ月ごとに初任運転者特別講習を実施しておりますが、それに加え、Eラーニングでも初任運転者教育が利用いただけます。開催日程をお待ちいただくことなく、会員事業所のパソコン等からWebで受講いただくことができます。

◇ お申込みは、FAXで承ります。

会員様 **受講無料** です

概要及び申込書はHPのお知らせ「12/24掲載記事」からダウンロードいただけます

お申込みFAX **059-225-2095**

◇内容 初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間をパソコンで学習します。12項目、各1時間 合計12時間のEラーニングです。

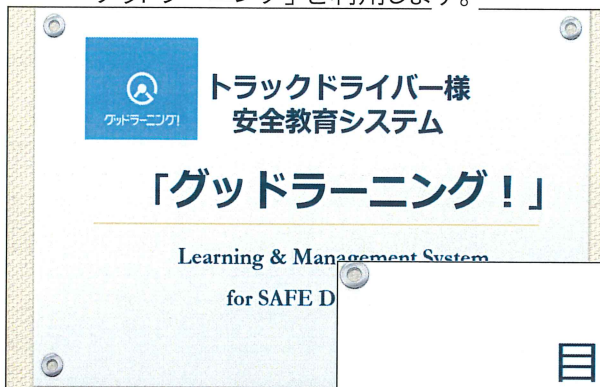
なお、実際に車両を用いて行う指導は含まれていないため、「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、15時間の指導時間として下さい。(指導記録も残して下さい)

◇申込み ①受講は予約制です。受講開始日を予約いただき、開始日を含め5日以内に全カリキュラム12時間の学習を修了して下さい。 修了しますと、おって指導記録簿が発行されます。
②ご予約の際、会社名・氏名・メールアドレスを頂戴します。

* 来年度からは、三重県トラック協会ホームページから直接予約になります。

* 株式会社キャブステーションが提供する「グッドラーニング」を利用します。

- ★パソコン、タブレット、スマホで個別受講、大人数での集合研修不要
- ★24時間いつでもどこでも何度でも受講できる
- ★国交省の指導指針に準拠した最新の講座内容、内容は毎年リニューアル
- ★動画やイラスト、音声解説で分かりやすい
- ★講座はすべてオンライン配信、研修管理の作業は不要
- ★理解度チェックテストで効果測定後、適格なフォローが可能



理解度バツグン！ 目と耳で学ぶ「体験型」

【CGを使った危険予測トレーニング】



【イラストと音声で分かりやすい解説】

トレーラの特性に合わせた運転

制動時の挙動特性

<p>ジャックアップ現象 トラクタリアロック</p>	<p>トレーラスイング現象 トレーラのタイヤロック</p>	<p>フラックアウト現象 トラクタフロントロック</p>
--------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------

飲酒運転防止のための留意点

アルコールの代謝時間の目安 (体重70kgの男性の場合)

<p>ビール中瓶 (500ml) 3時間</p>	<p>ビール大瓶 (700ml) 4時間</p>	<p>ワイン1杯 (400ml) 3時間</p>
<p>日本酒1杯 (180ml) 3時間</p>	<p>ワイン1杯 (120ml) 2時間</p>	<p>ハイボール (150ml) 4時間</p>

乗務前のアルコールチェックを確実に実行しましょう！

＜参考＞

初任運転者に対する国交省指導監督指針(合計35時間)

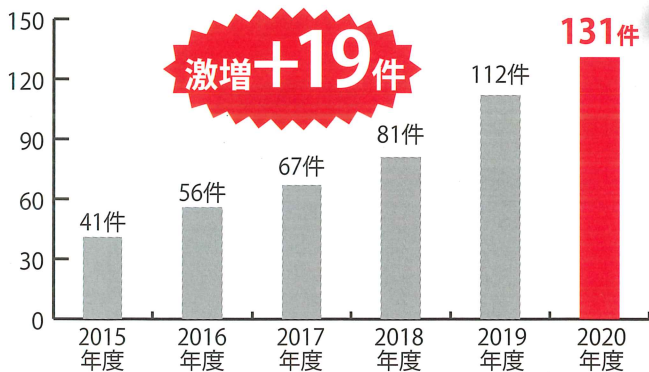
- ①一般的な指導及び監督内容全てを 15時間以上 実施する。
- ②安全な運転方法を実際に運転させ20時間以上添乗指導する。

大型トラックの 車輪脱落事故が 激増中!

— 死亡・重傷事故も発生 —



車輪脱落による
人への衝撃!



※統計データは、「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」(国土交通省提供)による。以下、同じ。

※大型トラック:車両総重量8トン以上

出典: 大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ(抜粋)

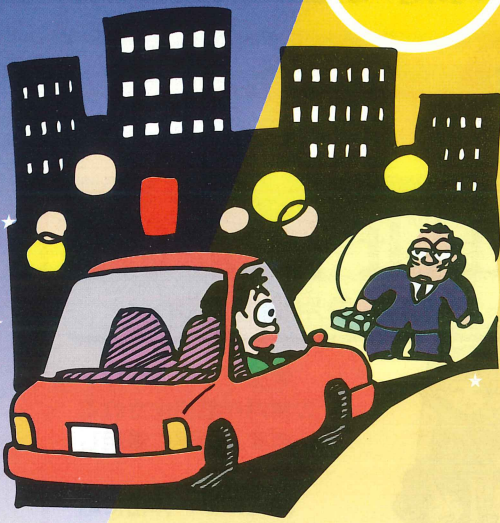
実験の映像は
こちらからご覧いただけます。

[https://jta.or.jp/member/
anzen/tenken_snow_dvd.html](https://jta.or.jp/member/anzen/tenken_snow_dvd.html)



公益社団法人
全日本トラック協会

交通安全“見える・見せる”キャンペーン



ドライバーは こまめなライトの 切り替えで事故防止!!

ライトを上向きにすることによって、下向きでは見えない危険を早期に発見することができます。夜間の歩行者や自転車を早期に発見し、交通事故を未然に防ぎましょう。

上向きライトで事故防止!!

夕暮れ時から夜間の走行は視界が悪くなり、危険度も増します。「上向きライト」と「早めの点灯」で、自分の車の存在を知らせるとともに危険を早期に発見して、事故を未然に防ぎ、安全運転に心がけましょう。ただし前の車や対向車、歩行者・自転車を発見したときにはライトを下向きにしましょう。

下向きライト



早めのライト点灯で 安全運転!

まだ大丈夫と想着いても、日没前後は意外に見えにくくなります。早めにライトを点灯して、周囲に自分の車の存在を知らせましょう。

上向きライト



歩行者は 反射材を着用して 身を守るう!!

Check Point

- 夜光反射材を身に付けて、自分の存在を早く車に知らせましょう。
- 反射材は左右からも見えるように着用しましょう。
- タスキ以外にも手首に着用するリストバンドや反射材付きの靴なども効果的です。
- 明るい服（白や黄色）を着るようにしましょう。